

令和4年3月11日

立川市教育委員会

教育長 小町 邦彦 殿

立川市学校給食食物アレルギー対応検討会議

会長 石田 裕美

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に関する意見書

立川市学校給食食物アレルギー対応検討会議では、令和5年2学期の新学校給食共同調理場の供用開始に伴い、全小中学校の給食が共同調理場から配送されることとなり、中学校において完全給食が実施されるとともに食物アレルギー対策が開始されるほか、小学校単独調理校に配置されている市栄養士が共同調理場配置となるなど、給食提供の環境等が大きく変更となることを見据え、新学校給食共同調理場の供用開始以降の「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」（平成25年4月策定、平成30年4月改正）の在り方について検討を行いました。

検討では、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針方針」（平成27年3月策定）や近隣市の状況、立川市のこれまでの取組状況等を参考にしました。

本年2月9日及び同月21日に検討会議を開催し、別添のとおり結論を得たので、意見書として提出します。

【検討会議委員】

会長	石田 裕美	女子栄養大学栄養学部教授
副会長	亀田 明美	郡山女子大学家政学部 食物栄養学科准教授
委員	平出 千秋	
	川田 志央	市栄養士
	稲田 清子	

1 はじめに

立川市の学校給食の運営は、令和5年2学期からの新学校給食共同調理場の供用開始に伴い、単独調理方式の小学校8校及び中学校全9校が共同調理場方式へ移行し、全小中学校の給食を共同調理場方式で提供することになります。

この給食提供方式の変更に伴い、中学校においては新たに学校給食における食物アレルギー対応が開始され、また、単独調理方式の小学校においては共同調理場方式による食物アレルギー対応への変更が必要となります。

このことから、立川市学校給食食物アレルギー対応検討会議を設置し、現在の立川市学校給食における食物アレルギー対応方針改正の必要性について検討いたしました。

2 立川市の食物アレルギー対応の現状

これまでの立川市の食物アレルギー対応は、近隣市の共同調理場における食物アレルギー対応と比べても、非常に丁寧な対応を取ってきました（別紙1）。一方で、小学校における食物アレルギーのある児童数は顕著な増加傾向にあります（別紙2）。さらに、令和5年度以降は新たに食物アレルギー対応が開始される中学校における生徒数が加わることとなります。

3 対応方針の改正について

食物アレルギーを有する児童生徒数の増加及び原因食品の種類数の増加の状況では、共同調理場及び学校での食物アレルギー対応がより煩雑となることが予想され、アレルギー事故の発生リスクが高まる可能性があることに留意する必要があると考えます。特に食物アレルギー対応食の提供対象とする原因食品（対応食品）については、児童生徒への影響等を総合的に勘案し、市が真に対応すべき品目を見定める必要があります。

加えて、全ての小中学校が統一されたルールで対応を徹底できるよう対応手順の整理を行うなど、アレルギー事故の発生につなげることがないように、実務的な部分について十分な対策を講じることも大切になります。

現在の立川市学校給食における食物アレルギー対応方針は、平成25年に策定、平成30年に改正されたものであり、当会議においては学校給食の運営方式の変更に伴い改正する必要があると判断いたしました。

4 おわりに

全ての小中学校が共同調理場方式となることで、市は小中学校9年間の給食を2か所の共同調理場で一体的に見守ることができるようになります。今回の対応方針の改正が、安全・安心な給食提供の継続につながるものとなるよう、丁寧に協議を進めることをお願いし本検討会議の意見とします。

以上